

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
経済センサス-活動調査を用いた農林業センサスの分析	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス-活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。(農林水産省、平成28年度から実施する)
これまでの統計委員会の意見	<p><諮問第52号の答申 平成25年8月26日> (今後の課題)</p> <p>(1) 国勢調査等の情報の活用について 過疎化・高齢化・混住化の進展により機能が大きく低下している農業集落が増加している中で、当該機能の維持について検討するために、国勢調査等により得られた情報(小地域別の年齢別人口、産業別就業者数等)を利用していくことは重要な課題である。 その重要性に鑑み、農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを介したデータリンケージにより農業集落機能の維持に必要な分析に有用な統計の作成が可能となるように、農林水産省は、その前段階として現在進められている地域メッシュの電子地図への農林業経営体の位置情報の追加作業について、今後も引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(2) 集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握について 最近、農村地域においては、農業就業者の高齢化や後継者不足により農家単独での営農活動が難しくなっていること、平成19年から講じられた水田・畑作経営所得安定対策において集落営農が施策の対象となったこと等から、零細農家が集落営農組織(農業集落を単位として営農活動を共同で行う組織)に加入するケースが急増している。 こうしたケースにおいて、農家が集落営農組織に参加し、当該組織の中で全ての営農活動を行うこととした場合、農林業センサスの調査結果では、例えば、①当該農家が、集落営農組織(組織経営体)の構成員になることによる農家(家族経営体)数の減少、②当該農家の経営していた耕地(自作地)が全て集落営農組織の借入耕地となることによる借入耕地面積の増加等の変化が生じることから、集落営農組織の進展による地域農業の構造変化を、その構成員の動向も含めて把握することは重要である。 このため、農林水産省は、農林業センサスにおいて、別途、一般統計調査で実施している集落営農実態調査で得た情報も活用しつつ、集落営農組織の設立やそれへの参加農家の増加等による農業構造の変化を把握・分析するための統計を作成することについて検討する必要がある。</p> <p>(3) 経済センサス-活動調査との連携について 近年、農業経営の継続・発展のため、法人経営の育成・確保が推進された結果、法人形態の組織経営体が増加しつつあり、その中には農業の6次産業化等により、農業以外の事業に参入しているものも増えてきている。また、平成21年の農地法(昭和27年法律第229号)改正により、農業以外の事業を営む株式会社等が賃借であれば全国どこでも自由に参入することが可能となったことから、当該株式会社等が農業に参入するケースも増えてつつある。 こうしたことから、今後、中心となる経営体の育成、農地の集積、新規就農者の雇用就農の促進等に係る施策の検討に当たっては、①上</p>

	<p>述のような法人形態の組織経営体及び農業以外の事業を営む株式会社等における主業以外の事業への参入の実態、②農業を営む法人（企業及び事業所）の全体の年間総売上（収入）金額や従業者数、これらに占める農業のウェイト、農業以外の事業の概要（事業種類、売上金額等）、農業の生産活動の概要（生産している農産物の種類、耕地面積等）等の相互関係・推移等を把握・分析する必要があると考えられる。</p> <p>このため、農林水産省は、2015年農林業センサスの調査対象となった農林業経営体のうち法人形態のものに係る調査結果について、事業所母集団データベースを介して、平成28年（2016年）に実施が予定されている経済センサス-活動調査（総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査）による調査結果のデータ移送を受けることにより、両調査の連携を図り、上記に係る把握・分析をするための統計の作成に向けて検討する必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	<p>—</p>
担当府省の取組状況の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記(1)については、地域メッシュの電子地図に農業経営体の位置情報の追加作業を進めており、平成29年度中に終了の予定。(2)については、集落営農実態調査結果を活用した2015農林業センサス（農山村地域調査）の組替集計結果を平成29年1月に公表するなど対応済み。 ○ (3)について、2015年農林業センサスの確定値は平成28年3月25日に公表した。法人形態の農林業経営体についての分析に当たり、平成28年経済センサス-活動調査結果の確定値が未公表であるため（概数値公表：平成29年5月、確定値公表：平成30年6月）、当面、前回（平成24年）経済センサス-活動調査結果を用いることとし、調査票情報の利用申請手続き（33条申請）を行い、集計事項及び集計に必要な項目について検討を進めることとしている。なお、平成28年経済センサス-活動調査の調査票情報については、平成30年度中（確定値公表後）に入手し、2015年農林業センサス結果の経営体と突合を行った後、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を行い、平成31年度中に結果をまとめる予定。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落営農組織の進展による農業生産構造への影響把握については、対応済みと整理できるのではないかと。また、国勢調査等の情報の活用については、追加作業の進捗状況を確認した上で、対応済みとしてはどうか。 ○ 経済センサス-活動調査の結果を利用した2015年農林業センサスの分析充実については、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等の把握・分析に向けた取組が引き続き必要ではないかと。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 農林水産省は、2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を行い、平成31年度までに結論を得る。
備考（留意点等）	